

未来をつくる、あなたの一票

4月は選挙の月です



選挙権が18歳に引き下げられて以降、初めて広川町で行われる選挙です。私たちにとって最も身近な県政、町政を任せる人を選ぶ、大切な選挙。棄権せず、意思表示の一票を投じましょう。

投票日に投票できないときは 期日前・不在者投票を

投票日当日に指定された投票所に行けない人は、投票日前に投票することができます。

●期日前投票

病気やけが、仕事、旅行などで投票日に投票できない人は、投票日前に投票することができます。投票方法は、投票日当日と同じです。期間や場所は3ページをご覧ください。

●不在者投票

入院や出張などで投票日に投票できない人は、滞在先で投票日前に投票することができます。

▼指定された病院や施設に入院、入所している人

入院、入所している病院や施設で投票できます。事前に病院や施設の職員にお尋ねください。

▼身体に重い障がいがある人 次にあてはまる場合、「郵

便等による不在者投票」ができません。事前申請で「郵便等投票証明書」の交付を受けた後、投票日の4日前までに投票用紙をご請求ください。

・身体障害者手帳（免疫機能障害）や戦傷病者手帳の交付を受けている（障がいの程度により利用対象者が異なります。事前に選挙管理委員会へご相談ください）

・介護保険被保険者証の要介護5に該当する

▼長期出張や旅行がある人
滞在先で投票することができます。事前に投票用紙をご請求ください。

広川町長選挙 立候補予定者説明会

4月21日(日)に執行される広川町長選挙の立候補予定者説明会を開催します。必要書類を配布しますので、ご出席ください。

▼日時 3月15日(金)、13時30分開始

▼場所 広川町民交流センター「いこっと」2階研修室A

▼持参品 印鑑

☎ 0943-32-1255
◎ 広川町選挙管理委員会

投票所をご確認ください

当日の投票所は、お住まいの地域によって異なります。事前に選挙管理委員会が郵送する入場券（はがき）に記載されていますので、確認の上お越しください。

第1投票所	鬼ノ瀨区公民館
第2投票所	上広川小学校屋内運動場
第3投票所	広川中学校武道場
第4投票所	広川町保健・福祉センター「はなやぎの里」
第5投票所	広川町産業展示会館
第6投票所	下広川小学校屋内運動場

期日前投票の投票所は「広川町役場西庁舎1階会議室」です。

私たちの声を 社会・政治に届けよう！

選挙権は18歳以上の
日本国民に与えられた「政治
に参加できる権利」です。



	福岡県知事選挙	福岡県議会議員選挙	広川町長選挙
告示日	3月21日(木)	3月29日(金)	4月16日(火)
投票日時	4月7日(日) 7時～20時		4月21日(日) 7時～20時
投票できる人	平成13年4月8日までに生まれた人で、平成30年12月20日までに広川町に転入を届け出、引き続いて住民基本台帳に登録されている人 (3月20日に選挙人名簿に登録されます)	平成13年4月8日までに生まれた人で、平成30年12月28日までに広川町に転入を届け出、引き続いて住民基本台帳に登録されている人 (3月28日に選挙人名簿に登録されます)	平成13年4月22日までに生まれた人で、平成31年1月15日までに広川町に転入を届け出、引き続いて住民基本台帳に登録されている人 (4月15日に選挙人名簿に登録されます)
	<p>広川町から県内のほかの市町村に転出し、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない人は、広川町で投票することができます(広川町の選挙人名簿に登録されている場合のみ)。 転出先の市町村の住民登録担当課が発行した「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を持参ください。</p>		
投票場所	選挙管理委員会が郵送する入場券に記載		
持参品※	選挙管理委員会が郵送する入場券		
	<p>入場券をなくした人も投票することができます。投票所で係員にお申し出ください。 (運転免許証や保険証などの本人確認ができるものがが必要です)</p>		
投票方法	投票用紙に投票したい候補者の名前を記入する。	投票用紙に記載されている立候補者の氏名の上(○をつける欄)に○を記入する(1人のみ)。	
	<p>「代理投票」や「点字投票」を希望する人は、投票所で係員にお申し出ください。</p>		
期日前投票	期間 3月22日(金)～4月6日(土) 8時30分～20時	3月30日(土)～4月6日(土) 8時30分～20時	4月17日(水)～4月20日(土) 8時30分～20時
場所	広川町役場西庁舎1階会議室		
持参品	※と同じ(入場券の裏面「宣誓書」に氏名などを記入し、持参ください)		